

⑧ 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について（必須項目）

ア. 保安全管理目標の設定

「活動計画書」のシートの「3. 活動の計画」→「(1) 農地維持支払」

→「1. 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）」から選択する。

目的： 過疎化・人口減少が進む農村地域において、地域ぐるみの共同活動の実施が困難となってきた。また、今後、構造政策の推進により担い手への農地集積が拡大すると、さらに共同活動が困難となり、地域資源の維持管理の担い手への負担が増加する。

このため、体制の拡充・強化として、担い手を中心とした地域内の役割分担・協力体制を明確にして水路・農道等の管理を地域で支える体制の構築や、将来にわたって持続可能な保安全管理体制に向けた地域外の人材の確保や連携の取組等を実施するものである。担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。

つまりは、“今年の草刈りや泥上げなどの共同作業は何時しよう”などと目先の予定を話し合うことではなく、5年、10年先の集落の農業者の構成などの将来像を思い描きながら、地域資源の管理方法について皆さんで話し合ってください。

イ. 1の目標達成のため取り組んでいくべき保安全管理の内容と取組の方向性の選択

「2. 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。」から選択する。

「3. 2. で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。」から選択する。

ウ. 目標達成のために毎年実践する取組の選択

「4. 2. で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。」から選択する。選んだ取組は毎年必ず実行してください。



活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録（実施要領様式第1-6号）に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保安全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。

工. 組織での話し合いの進め方

構想の策定に向けては、前述の5年間の活動期間中に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていく必要があります。

①話し合いの場の設定

- ・まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- ・その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- ・また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- ・進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

②資料の準備

- ・議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- ・また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- ・人・農地プランや市町村が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

③課題の抽出

- ・用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から5年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

④課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- ・課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- ・検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- ・取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、原則5年間の活動期間終了までに組織の総会等において構成員の合意を得ます。

⑨『啓発・普及の広報活動』と『多面的機能の増進を図る活動の広報活動』について

- ① 「啓発・普及」活動…資源向上支払（共同）の農村環境保全活動
 - ② 「広報」活動 …資源向上支払（共同）の多面的機能の増進を図る活動
- ※何れも資源向上支払（共同）に取り組む場合は、**必須活動**です。

ただし、②の「広報」活動については、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、ならびに地域振興立法8法地域、いわゆる『**中山間地域**』においては、②は毎年度必須ではありません。（①は必須、②は任意）

① 「啓発・普及」活動…【目的】地域住民の参画を得るために実施

活動組織における地域住民（構成員）が活動の趣旨を正しく理解し、地域住民（構成員）の自主的、積極的な共同活動への参加を促すための活動

- ・組織（集落、構成団体等）での勉強会、研修会の開催
- ・組織内の活動状況の情報共有
- ・地域住民（構成員）の理解を深めるための**広報活動**
- ・話し合いの場の設置、等

② 「広報」活動…【目的】多様な主体の参画を得るために実施

多様な主体の当該組織の活動への参画を促進するための活動

- ・チラシ、パンフレット、広報誌、機関誌、ポスターの作成・頒布
- ・外部への情報発信のためのホームページの開設、更新
- ・関係団体等のホームページや広報誌等への掲載
- ・看板の設置、等

【注意】地域住民の理解を深めることを目的とする①の農村環境保全活動の「啓発・普及」活動における広報活動とは目的が異なりますので、両方に取り組む場合は、区分して行う必要があります。

※原則として、①における広報活動と、②における広報活動を別々に実施することが必要ですが、1つの広報活動のなかで、明確な違いが示せる場合にはこの限りではありません。

(参考)

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会のホームページ(活動の紹介ページ)に活動内容等を掲載することで②「**広報**」活動の要件達成ができます。

掲載を希望される組織は市町を通じて、ご連絡ください。

- ・特に様式は設けておりません。写真と簡単な説明文で構いません。
- ・組織で作成されているチラシなども掲載できます。
- ・農村環境保全活動における広報活動にも利用できます。
- ・すでに行っている広報活動に併せて、さらに情報発信したい組織も利用できます。
- ・Facebook にも活動の紹介を掲載することもできます。

是非ご活用ください。